

## 島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則

（目的）

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第44条の規定に基づき、市町村教育委員会が行う県費負担教職員（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第2条に規定する教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。））、学校栄養職員及び事務職員をいう。以下「職員」という。）の評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、評価及び評価の仕組みを通じ、職員の資質能力の向上及び職務に対する意欲の向上並びに学校組織の活性化を図り、もって活力ある学校づくりの推進に資することを目的とする。

（評価システムの構成）

**第2条** 評価システムは、資質能力向上支援システム及び勤務評価で構成する。

2 資質能力向上支援システムは、職員が学校教育目標等を踏まえ、期待される役割と自己の課題に基づいて設定した職務上の自己目標及び目標達成のための手立て（以下「自己目標等」という。）の達成を、評価者と所属組織が支援するとともに、その達成状況を当該職員及び評価者が評価するものとする。

3 勤務評価は、自己目標を含む職務全般について、職員の職務に取り組む意欲や姿勢、職務遂行を通して発揮された能力及び職務遂行の成果等を適正に評価し、記録するものとする。

（評価システムの対象者）

**第3条** 評価システムの対象者は、全ての職員とする。ただし、島根県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める職員を除く。

（評価システムの評価者及び調整者）

**第4条** 評価システムの評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。

評価対象者	評価者		調整者
	第一次評価者	第二次評価者	
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場に勤務する学校栄養職員を除く。）及び事務職員	職員の所属する学校の教頭	職員の所属する学校の校長	市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）
共同調理場に勤務する学校栄養職員	市町村教育長が指定した者	職員の所属する共同調理場の長	市町村教育長

(資質能力向上支援システムの実施)

**第5条** 資質能力向上支援システムは、県教育長が別に定める実施日及び評価対象期間に基づき、原則として県教育長が別に定める自己目標評価書の様式を用いて実施するものとする。

- 2 職員は、自己目標等を自己目標評価書に記載し、評価者に提出するものとする。
- 3 評価者は、面接等を通じ、職員に対して自己目標等の設定及び達成等について適切な指導及び助言を行うとともに、所属組織等を活用し、職員の自己目標等に係る取組を支援するものとする。
- 4 職員は、自己目標等の達成状況の自己評価を行い、その内容を記載した自己目標評価書を評価者に提出するものとする。
- 5 評価者は、職員の自己目標等の達成状況の評価を行い、その内容を記載した自己目標評価書を調整者の求めに応じて提出するものとする。
- 6 評価者は、第14条第2項の規定に基づき、面接を通じ、自己目標評価書及び勤務評価書を当該職員に開示し、その内容について説明するとともに、指導及び助言を行うものとする。この場合において、評価者は、肯定的に評価した内容を積極的に伝える等の方法により、職員の資質能力の向上と職務に対する意欲の向上を図るよう努めなければならない。

(勤務評価の種類)

**第6条** 勤務評価の種類は、定期評価及び特別評価とする。

(定期評価)

**第7条** 定期評価は、評価システムの対象者について、毎年度4月1日から翌年の3月31日までを対象期間として実施するものとする。ただし、県教育長が別に定める職員については、県教育長が別に定める期間とする。

(特別評価)

**第8条** 特別評価は、県教育長又は市町村教育長が必要があると認める職員について、県教育長が別に定めるところにより実施するものとする。

(勤務評価の実施)

**第9条** 勤務評価は、県教育長が別に定める実施日に、県教育長が別に定める勤務評価書の様式を用いて実施するものとする。

- 2 職員は、定期評価においては、資質能力向上支援システムにおいて設定した自己目標等の達成状況を踏まえ、その職務全般について、県教育長が別に定める評価基準に基づき自己評価を行い、その内容を記載した勤務評価書を評価者に提出するものとする。
- 3 評価者は、職員の職務全般について、評価基準に基づき適正な評価を行うものとする。この場合において、定期評価については、資質能力向上支援システムにおいて設定した自己目標等の達成状況についての職員の自己評価及び評価者評価の内容並びに勤務評価における職員の自己評価の内容を参考とし、また、特別評価については、職員の自己目標等に係る取組の内容を参考とするものとする。
- 4 第一次評価者は、評価後、その内容を記載した勤務評価書を第二次評価者に提出するものとする。この場合において、第一次評価者は、第二次評価者に評価結果を説明するものとする。
- 5 第二次評価者は、第一次評価者の評価結果及び説明等を参考にして評価を行い、その内容を記載した勤務評価書を調整者に提出するものとする。

(評価の再考等)

**第10条** 調整者は、評価の適正な実施を確保するため、評価者に対し、提出された評価の

再考の指示その他の必要な指導及び助言を行うものとする。

(市町村教育委員会の報告)

**第11条** 市町村教育委員会は、職員の評価を実施したときは、県教育長が別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

(定期評価の再評価)

**第12条** 評価者は、定期評価の実施後、3月31日までの間に、職員の職務遂行状況を評価に反映させる必要があると認めたときは再評価を行うものとする。

(勤務評価書の効力)

**第13条** 勤務評価書は、新たに勤務評価書が作成されるまでの間の当該職員の勤務評価を示すものとみなす。

(評価結果の取扱い)

**第14条** 評価者及び調整者は、職員の評価において知り得た情報については、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。

2 職員の評価結果は、県教育長の定めるところにより、職員本人に開示するものとする。ただし、特別評価の結果については、県教育長が開示することを必要と認める場合を除き、開示しないものとする。

(苦情の申出)

**第15条** 前条第2項の規定により評価結果の開示を受けた職員は、評価の結果に苦情があるときは、職員が所属する学校及び共同調理場を所管する市町村教育委員会が別に定めるところにより、市町村教育長に苦情の申出をすることができる。

(委任)

**第16条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年教委規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年教委規則第15号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年教委規則第18号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年教委規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年教委規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年教委規則第8号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。